

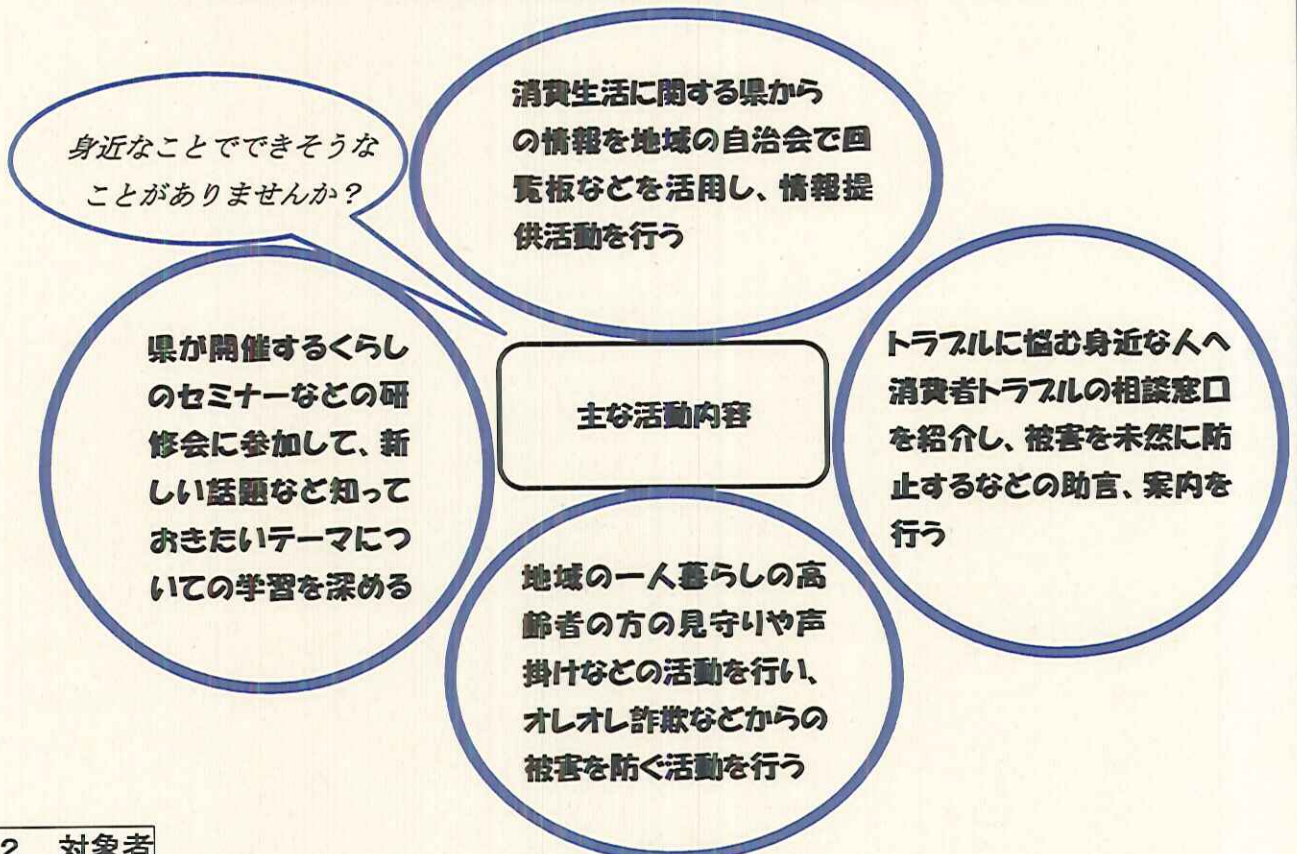
消費生活サポーターとして

あなたも一緒に活動してみませんか

長野県では、消費者被害を防止するため、身近な地域や所属する団体・企業で消費生活に関するリーダーとして、情報を届けるなどの啓発や消費者教育をボランティアで活動していただく「消費生活サポーター」を今年度も募集します。

1 消費生活サポーターの活動内容

- 地域や職場などでの自主的な情報提供や啓発活動(資料は定期的に配布します)
 - 消費者トラブルの相談窓口への誘導
 - 地域における消費者被害防止見守り活動への参加、協力
 - 県が主催する消費生活に関する講座・セミナー等への参加 など
- ※経験に応じて公民館活動など消費者教育等の講師として活動いただきます。



2 対象者

- 長野県内にお住まいの満18歳以上の方なら、どなたでも応募できます

* 詳細は裏面の養成講座の開催予定をご覧ください、最寄りの会場での養成講座にご参加ください。

3 養成講座の開催について

- 養成講座を県内4会場で開催します。

サポーターとして応募いただける場合には、最寄りの会場、又はご都合のよい会場で養成講座の受講をお願いします。

(応募された方へは、後日詳しい内容をお知らせします。)

開催日	時間	開催場所	開催日	時間	開催場所
H28/7/28(木)	10:15~16:20	松本市内	H28/8/2(火)	10:15~16:20	飯田市内
H28/8/8(月)	10:15~16:20	上田市内	H28/8/9(火)	10:15~16:20	長野市内

日本消費者協会の方を講師に迎え、消費生活サポーターとして活動いただくにあたっての必要な知識等を学んでいただく他、現在活動されている方の体験談の発表等を予定しています。

※上記講座のいずれかの会場で1回受講してください。

受講後、消費生活サポーターとして認定させていただきます。

4 任期

- 辞退届の提出がない限り、翌年度以降も更新し、活動をお願いします。

5 申込み方法、募集期限

- 応募される方は、「サポーター申出書」と「誓約書」を勤務先、大学、所属する団体または、お住まいの市町村の消費者行政担当課を經由して提出をお願いします。

- 平成28年6月30日(木)

※詳しくは、長野県消費生活情報のホームページ
をご覧ください。 <http://www.nagano-shohi.net/>



長野県消費者被害防止啓発キャラクター
もしかっち

【問合せ先】

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課
相談啓発係

電話：026-223-6770

FAX：026-223-6771

E-mail：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp